新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2022年９月15日時点

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

生活を守る

☝クリックするとＨＰに飛びます

我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く	子育て世帯への臨時特別給付	児童を養育している者の年収が960万円以上[注１]の世帯を除き、０歳から高校３年生までの子供たち[注２]に一人当たり10万円相当の給付[注３] （注１）扶養親族等が児童２人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安 （注２）平成15年４月２日から令和４年３月31日までの間に出生した児童 （注３）支給基準日より後の離婚等により支給対象となっていない現養育者に対しても支援給付金を支給	子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター TEL:0120-526-145 （受付時間：土日祝日を除く9:00～20:00）
様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	住民税非課税世帯等に対して、１世帯当たり10万円を給付 ＜対象者＞ 1．世帯全員の令和３年度分又は令和４年度分の住民税均等割が非課税である世帯 2．上記1のほか新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同様の事情にあると認められる世帯 ※ 1,2ともに、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。	子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター TEL:0120-526-145 （受付時間：土日祝日を除く9:00～20:00）
生活が苦しい子育て世帯の方々に	令和４年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当受給者等、その他住民税非課税の子育て世帯に、児童一人当たり一律５万円を支給	厚生労働省コールセンター TEL:0120-400-903 （受付時間：土日祝日を除く9:00～18:00）
収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期間:令和４年９月30日まで	令和４年１月以降新規申請の方は 最大80万円（二人以上世帯） 最大65万円（単身世帯） 令和４年12月末以前に返済時期が到来する予定の貸付について返済開始時期を令和５年１月に延長※ ※令和４年４月以降の特例貸付申請分の返済開始時期は令和６年１月	市区町村の社会福祉協議会まで （詳細はこちら） ｺｰﾙｾﾝﾀｰ 0120-46-1999 （受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00）
収入減で生活が苦しい ※緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯の方へ	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請期間:令和４年12月31日まで	緊急小口資金及び総合支援資金(初回)を借り終えた／総合支援資金（再貸付）を借り終えた一定の世帯等に対して 単身世帯６万円、二人世帯８万円、三人以上世帯10万円を３ヶ月間支給 初回支給に加えて、３ヶ月間の再支給も可能	ｺｰﾙｾﾝﾀｰ 0120-46-8030 （受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00）
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期間なし （3か月間再支給の申請は令和４年12月31日まで）	原則3か月,最長9か月 家賃相当額を支援 支給が終了した方へ ３か月間再支給	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで （詳細はこちら） ｺｰﾙｾﾝﾀｰ 0120-23-5572 （受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00）
自立に向けて取り組むひとり親世帯の方々に	償還免除付ひとり親家庭住宅支援資金貸付	月上限４万円×12か月の住宅賃借資金の無利子貸付 １年就労継続なら一括償還免除	お住いの都道府県まで （指定都市にお住いの方は市役所まで）
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金(返済不要)と授業料減免	各大学等の窓口 または 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 （受付時間：土日祝日を除く9:00～20:00）
望まない孤独や孤立などの悩みに寄り添います	孤独・孤立等に関する支援制度、相談窓口 ※窓口のリンク先は右記を御確認ください	国・地方公共団体の支援制度や相談窓口を御案内しています。 また、孤独・孤立で悩む方に向けて様々な活動を行うＮＰＯ等を支援します。 詳しくは右記リンク先を御確認ください。	＜悩みを抱えている方へ＞ 国の支援制度や相談窓口はこちら 地方公共団体の相談窓口はこちら ＜ＮＰＯ等の皆さま＞ 政府の緊急支援策のご案内はこちら

雇用を守る

☝クリックするとＨＰに飛びます

雇用を維持したい	雇用調整助成金 ※特例措置は、令和４年11月末まで（予定）	一定の要件を満たす場合休業手当等の最大10/10※１を助成 （日額最大15,000※２円） （※１）令和３年１月８日以降解雇等を行っていない場合 （※２）令和４年10月１日からは12,000円（予定）	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで （窓口、郵送、ｵﾝﾗｲﾝ※） ※オンライン申請の詳細はこちら ｺｰﾙｾﾝﾀｰ 0120-603-999 （受付時間：毎日9:00～21:00）
休業期間中賃金が支払われない	新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応休業支援金・給付金 ※対象となる休業の期間は令和４年11月末まで（予定）	中小企業で働く従業員(ﾊﾟｰﾄ・ｱﾙﾊﾞｲﾄ含む)に対して日額最大11,000円※を支給 ※令和４年10月１日からの休業については、日額最大8,800円（予定） 大企業で働く一部の従業員も対象に	新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応休業支援金・給付金ｺｰﾙｾﾝﾀｰ 0120-221-276 （受付時間：平日8:30～20:00,休日8:30～17:15）
早期再就職やこれまでに経験したことがない職種・業種で働いてみたい	紹介予定派遣を活用した研修・就労支援事業	就労に向けたカウンセリング・研修を受けた上で、紹介予定派遣による早期の再就職を目指すことができます	「紹介予定派遣を活用した研修・就労支援事業」特設サイト
在籍型出向で雇用を維持したい／在籍型出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金	出向中の費用を出向元・先双方に最大で中小は9/10,大企業は3/4助成 (日額最大12,000円(出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用1人当たり最大15万円助成	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで ｺｰﾙｾﾝﾀｰ 0120-603-999 （受付時間：毎日9:00-21:00）
感染症の影響を受けている離職者※を雇いたい ※シフト減で実質的に離職状態にある方も含む	トライアル雇用助成金	3か月の試行雇用期間中一人当たり月額４万円※助成 (短時間労働は月額2.5万円※) ※一定の要件を満たした場合、月額５万円(短時間労働は3.12万円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで
新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により、仕事を休まざるをえない保護者の皆様を支援	小学校休業等対応助成金・支援金 令和４年7～9月休暇分：令和４年11月30日申請期限 （注１）休暇の対象期間を令和４年11月末まで延長予定 （注２）助成金と支援金でリンク先が異なります	一定の要件を満たす場合休暇中の賃金相当額×10/10を助成※ （日額最大15,000円） 委託を受けて個人で仕事をする保護者の場合１日当たり最大7,500円(定額)を助成 ※休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請についてはこちら	コールセンター 0120-876-187 ※7月から電話番号が変わりました （受付時間：土日祝日含む9:00-21:00）
再就職・転職のためのスキルアップがしたい	求職者支援制度 職業訓練受講給付金 特例措置は令和５年３月31日まで	雇用保険を受給できない方に月10万円の給付金と無料の職業訓練の支援	住所地を管轄するハローワークまで
介護・障害福祉分野の就職を支援	介護訓練修了者への返済免除付就職支援金貸付制度	介護訓練修了後に介護・障害福祉分野に就職した場合、20万円の貸し付け２年間継続して従事した場合返済免除	就職した又は就職を予定している事業所の所在の都道府県・都道府県社会福祉協議会まで
安定した仕事を得たいひとり親世帯の方々に	高等職業訓練促進給付金	訓練期間中に月額10万円,最長４年最短６か月の デジタル分野等の民間資格等も対象に	お住いの都道府県・市区町村まで

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2022年９月15日時点

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

事業を守る

☟クリックするとＨＰに飛びます

売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限:令和４年９月末まで	３年間実質無利子 最長５年間元本据置 公庫(国民) 最大６千万円 公庫(中小)・商工中金 最大３億円	日本公庫：0120-154-505 (受付時間：平日のみ9:00～17:00) 商工中金：0120-542-711 (受付時間：平日のみ9:00～17:00)
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金 ※８月30日より第７回公募申請受付開始	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、通常、補助上限額：最大8,000万円※ 補助率：最大2/3※で支援 (※従業員数等により異なる) 特に、引き続き業況が厳しい事業者等を対象に回復・再生応援枠として、補助率を最大3/4に引き上げ（上限1,500万円） グリーン分野の取組を行う事業者を対象に、グリーン成長枠として最大1.5億円まで補助	事業再構築補助金事務局 ＜ナビダイヤル＞0570-012-088 ＜IP電話＞03-4216-4080 (受付時間：日曜祝日を除く 9:00～18:00)
地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化を図る	地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化 ※公募期間は以下のとおり 「地域一体型」(第２次公募)：令和４年６月30日17:00まで 「国立公園型」(第２次公募)：令和４年７月15日まで 「交通連携型」：令和４年５月６日17:00まで	＜地域計画の作成支援＞ 中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、専門家派遣等による伴走支援 ＜地域計画に基づく事業支援＞ 観光地の宿泊施設の大規模改修、景観改善等に資する廃屋撤去支援等に最大１億円補助	地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業事務局コールセンター 【地域一体型】TEL：03-6700-5080 【国立公園型】TEL：03-6372-7828 【交通連携型】TEL：03-6700-5081 (受付時間：9:30～18:00　日祝を除く)
観光事業者等が感染対策を図りつつ、環境に配慮した持続可能な観光を推進する取組を支援	環境に配慮した持続可能な周遊観光促進事業 ※公募状況や事業の詳細はこちら	以下の取組について支援を行う ①感染対策・環境対策に配慮した旅行の促進 ②宿泊施設・観光施設等における感染対策・省エネ対策の促進 ③地域が連携して実施する誘客・周遊を促すための仕掛けづくり ④地域の魅力発信の強化や周遊の促進に向けた研修 最大2,000万円※、補助率1/2等 ※補助上限額は支援メニューにより異なります。	「環境に配慮した持続可能な周遊観光促進事業」事務局 Email：shuyukanko@jtb.com TEL：03-6737-9219 (受付時間：土日祝日を除く9:30～17:30)
飲食店の第三者認証制度等の活用による安全・安心の確保を前提とした仕組みとともに、飲食事業の需要喚起策を実施	Go Toイート事業 ※感染状況を踏まえ、一部地域で一時利用停止中	◆地域で登録されている飲食店で使えるプレミアム付食事券を、都道府県単位の事業者が域内で販売 ◆事業は、感染状況を踏まえて各都道府県毎に実施。事業実施期間は３ヶ月間 ※12月15日までとしていた事業期限は、令和３年度補正予算により延長 ◆プレミアム率は25%又は20%(都道府県により異なる)	コールセンター 0570-029-200 (050-3734-1523) (受付時間：年末年始（12月29日から1月3日）を除く10:00～17:00)
居住地と同一県内の旅行・隣接都道府県又は地域ブロック内の都道府県からの旅行者による県内旅行を支援	地域観光事業支援 ※一部地域を除く (注) 支援対象とする旅行範囲の拡大（地域ブロック）に関する詳細はこちら。	居住地と同一県内の旅行や、隣接都道府県又は地域ブロック内の都道府県からの旅行者による県内旅行※1について １人当たり５千円※2 商品代金の５０％支援 前売り宿泊・旅行券の発行 ※1 ワクチン接種歴や検査を利用条件とする ※2 地域産業に裨益するクーポン等を実施すると２千円を追加支援	【東日本担当】 観光庁観光地域振興課 TEL：03-5253-8328 【西日本担当】 観光庁外客受入参事官室 TEL：03-5253-8972 (受付時間：土日祝日を除く9:30～18:15)
新たな観光需要喚起策を実施	Go Toトラベル事業 ※一時利用停止中	ワクチン接種歴や検査を利用条件として、旅行･宿泊商品の割引等を実施予定。 ＜施策概要：再開時～＞ 旅行商品割引率：30% 割引上限額：10,000円※1 クーポン券：3,000円※2 (※1) 交通・宿泊付商品の場合 (※2) 平日の場合 (注)国による事業実施後は都道府県による事業とし、地域の実情に応じて柔軟に割引率等を設定。	Go Toトラベル事務局コールセンター ＜一般利用者の方＞ TEL[1]：0570-002442 TEL[2]：03-6636-9457 (受付時間：10:00～19:00 ※年中無休) ＜事業者の方＞ TEL[1]：0570-017345 TEL[2]：03-6747-3986 (受付時間：10:00～19:00 ※年中無休)

事業を守る

☟クリックするとＨＰに飛びます

緊急事態宣言等で公演・展示会・遊園地が中止・休園	J-LOD(３)補助金 ※キャンセル費用支援の公募情報は以下のとおり 第３回公募期間：令和４年９月10日～９月16日 （詳細はこちら） ※開催支援の公募情報は以下のとおり ①収益基盤強化枠（詳細はこちら） 第５回公募期間：令和４年９月10日～９月16日 ②ビジネスモデル革新枠（詳細はこちら） 第５回公募期間：令和４年９月10日～９月16日	《キャンセル費用支援》 【キャンセル費用が2,500万円まで】 上限2,500万円,補助率10/10 【キャンセル費用が2,500万円以上】 上限5,000万円,補助率: ①2,500万円までの部分は10/10, ②2,500万円を超えた部分は1/2 《開催支援》 ①収益基盤強化枠:上限5,000万円,補助率1/2, 1/3, 1/4 ②ビジネスモデル革新枠:上限1億円,補助率1/2	J-LOD補助金事務局 J-LOD(3)直通ダイヤル：0120-071-963 (受付時間：土日祝日を除く 10:00～17:00)
【文化芸術･スポーツ】コロナ禍により甚大な影響を受けた文化芸術活動の再興を図る／コロナ禍のスポーツイベント等の開催を支援	コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業 ARTS for the future!2の詳細はこちら※ ※申請期限：～令和４年10月14日 統括団体によるアートキャラバンの詳細はこちら※ ※公募締切（大規模公演型）令和４年４月15日 （地域連携型）令和４年３月15日 全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業 ※第１回公募締切：令和４年６月３日 17:00	＜ARTS for the future! 2＞ 不特定多数の者に公開する公演や展覧会等の活動を行い収入等を上げる積極的な活動経費を最大2,500万円補助 等 ＜統括団体によるアートキャラバン＞ 全国規模で質の高い公演等の実施や配信、地域の文化芸術関係団体･芸術家を中心に取り組む地域連携活動等について地域毎に最大5,000万円補助 <全国規模のスポーツイベント等の開催等支援> 試合開催時の感染症対策･広報、コロナ禍における観戦機会の提供拡大等に必要な費用の一部を補助	＜ARTS for the future! 2＞ ARTS for the future!2事務局 電話（フリーダイヤル）0120-070-113 (受付時間：年末年始を除く9:30～17:00) ＜統括団体によるアートキャラバン＞ 統括団体によるアートキャラバン事務局 E-mail：artcaravan@vipo.or.jp <全国規模のスポーツイベント等の開催等支援> スポーツ庁参事官 (民間スポーツ担当) TEL：03-6734-4988 (受付時間：土日祝日を除く9:30～18:15)
新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けたイベント業界について感染拡大防止対策を徹底しつつ、需要喚起を実施	イベントワクワク割 ※開始時期及びキャンペーン時期は、現時点では未定ですが、決まりましたら制度ＨＰ（本リンク先）でお知らせします。 ※割引の要件である「ワクチン接種歴」の考え方については、キャンペーン実施時点での新型コロナウイルス感染症対策分科会等の専門家の議論等を踏まえた運用をすることとしています。	➢感染症の感染状況を踏まえつつ、一定期間に限定して、官民一体型の需要喚起策を実施 ➢キャンペーン期間中のイベント・エンターテイメントのチケットを購入した消費者に対し、割引等を行う(２割相当分・上限2,000円) ➢消費者が安心してイベントに参加できる環境を醸成するため、ワクチン接種者又は検査陰性者を支援対象とする 対象イベント・エンターテイメント例 テーマパーク、音楽ライブ、映画、演劇・伝統芸能、オンラインイベント、スポーツ観戦･参加、美術館・博物館 等	イベント主催者・参加者専用窓口 0570-005-272 03-6704-4105(IP電話) (受付時間：平日8:30～17:30､土日祝日10:00～19:00)
文化施設の活動継続・発展とウィズコロナを見据えた活動再開･再生に向けた支援を実施	文化施設の活動継続･発展等支援事業 ※劇場・音楽堂等の詳細はこちら ※博物館の詳細はこちら (注1)受付期間：令和４年４月８日～５月13日 (注2)今後第２回公募を実施予定	文化施設における感染防止対策のための費用や「新たな活動」に向けた配信等に必要な機材等の環境整備を支援 最大2,000万円、補助率１／２	<劇場･音楽堂等について> bunka-shisetsu@his-world.com ０５０－１７５２－６２６０※ ＜博物館について＞ corona2022@j-muse.or.jp ０３－５８３２－９１０８※ ※お問い合わせは原則メールにてお寄せください (受付時間：土日祝日を除く10:00～17:00)
新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた商店街等について感染拡大防止対策を徹底しつつ、需要喚起を実施	がんばろう！商店街事業 ※事業の開始時期については、感染状況等を踏まえ調整中	イベント実施やWebサイト制作、商品開発等に係る費用について、１申請あたり､以下の上限額まで支援 ① １者による単独申請 １申請当たり400万円上限(200万円まで定額支援) ② ２者連携による申請 １申請当たり800万円上限(300万円まで定額支援) ③ ３者以上の連携による申請 １申請当たり1,050万円上限(500万円まで定額支援) ※定額を超えた額については､商店街等が1/2を自己負担 ※抗原検査キットの購入費等を支援対象に追加	がんばろう！商店街事務局 0120-339-510 (受付時間：土日祝日を除く 10:00～18:00)
高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい	大規模感染ﾘｽｸを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業 ３次公募：令和４年７月25日～８月31日	中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に対して２／３補助※ ※施設のCO2排出量の削減が必要	一般社団法人 静岡県環境資源協会支援センター Email：center@siz-kankyou.or.jp TEL：054-266-4161 (受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00) (注)お問い合わせは極力メールにてお願いいたします。